

高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会  
暫定保管と社会的合意形成に関する分科会（第8回）  
議事要旨（案）

日 時： 平成 26 年 7 月 2 日（水） 16：00～18：00

会 場： 日本学術会議 6 - A（1）会議室

出席者： 船橋委員長、柴田副委員長、小澤幹事、寺西幹事、今田委員、小野委員、齋藤委員、長谷川委員

事務局： 盛田参事官、佐藤審議専門職

資 料： 資料 1 第 7 回分科会議事要旨案

資料 2 報告（案）「高レベル放射性廃棄物問題への社会的対処の前進のために」

資料 3 報告案に対する金井委員からのコメント

## 1 議事要旨案の確認

○定刻となったので始めたい。本日は、前回分科会の議論を反映した、バージョン 3 の報告案について審議頂く。本日欠席の金井委員からは事前にコメントを送って頂いたので、資料 3 としてお配りしている。前回の議事要旨案は、事前にお送りしてご確認頂いている。特に修正の必要がなければ、これで確定したい。

## 2 報告案の審議

### （1）前回の報告案からの修正内容の説明

○報告案の審議に移る。前回の活発な議論を極力反映したものであり、前回案から変更されている部分には、重要性の大小にかかわらず下線を引いてある。骨子は変わっていないので、枝の部分で変わっているところを説明したい。目次を見て頂くと、前回案では 4 節構成だった 4 章で、論理の整理とご意見の反映のため、新しく節を 2 つ追加した。葉に当たる部分では、柴田副委員長と小澤委員から具体的に文言の提案を頂いたものを反映して、表現の精緻化を行った。

大きく変わっている部分を順に説明する。まず 3 章では、4 ページの「規範的原則」という言葉の初出のところで、脚注に説明を加えた。6 ページでは、共有すべき規範的原則が分かりやすいように、それぞれ括弧書きで凝縮した表現を挿入した。原則間の配列も変え、安全性最優先の原則をはじめに置くようにした。また、第 3 の原則については、世代間公平が原理的に成り立ちえない状況になっていることへの根本的反省が必要であるという前回の議論を踏まえて、現在の世代の責任の重大さを明示する表現とした。第 5 の原則では、「地域範囲の設定のしかたの多層性」という表現を加えることで、より明快に考え方を示した。

4 章では、8 ページの暫定保管施設の箇所数についての選択肢を示す部分で、選択肢 B を「各電力会社配電圏域内に、それぞれの電力会社の原子力由来の配電量で按分したかたちで暫定保管施設をつくる」とした上で、原発敷地内か否かなどの議論には深く立ち入らないようにして、「それぞれの配電圏域内のどこに、何カ所の施設を建設するかは、それぞれの地域社会の社会的合意形成に委ねられる」と述べるにとどめた。ここでは選択肢 B が望ましいとしているが、B においても、多

層的に地域を分割したよりミクロな単位では受益圏と受苦圏の分離が発生するので、多層的な地域ごとに合意形成が探求されるべきとした上で、新しく加えた 2 節で深く掘り下げて検討するようにした。

「地域間の負担と受益の公平化問題の多層性と公平化の二つの方法」と題したこの節では、各電力圏域内における各都道府県や、各都道府県内における各市町村など、多層的に空間を分けていった際の含意が何かを検討している。具体的な施設立地点についての合意形成の可能性を規定する要因として、「空間範囲の細分による立場の一体性」と、「付带的・補償的受益」の 2 つを示した。

前者については、次のように記述した。「一般に、空間範囲が狭くなればなるほど、その空間にかかわる人々の「立場の一体性」あるいは「単一主体性」が強まるから、自分たちの受益にともなう迷惑施設を、自分たちの地域のどこかに引き受けなければならないという枠組みのもとで、「安全の確保」を前提条件として、施設立地を特定化できる可能性は高まる。したがって、この論脈の中では、「負担の公平」をはかる範囲をより細分化していくことが合意形成には効果的である。例えば、一つの電力会社圏域内に属する複数の都道府県間の「受益と負担の公平化」を進める一つの方法は、各都道府県ごとに、その電力消費量に応じて、暫定保管施設をより細分化して建設することである。この方法は、「一つの施設で保管する廃棄物量が少なくなること」、「各都道府県ごとの負担の公平化」、「立場の一体性の強まり」という要因の限りでは、合意形成を促進的に作用する。ただし、この方式を一面的に追求することについては、「経済性」と「管理の社会的安全性」という基準から、箇所数の増大に伴う次のような問題点を考慮する必要がある。その一つは、箇所数の増大に対するコストの増加問題である。第二は、箇所数の増大が、管理の煩雑さに伴う管理の失敗の可能性や、破壊行為に対する防備という点で、「管理の社会的安全性」が困難化するのではないかという問題である」。

箇所数の選択については、地域間の負担の公平性という論理だけでは突っ走れないのであって、経済性や管理の社会的安全性の観点からは、箇所数の際限のない増大に対する疑問が寄せられる。そこで、地域間の負担の公平化ということを大局的に重視すべき出発点としながらも、それだけではない複数の観点からの議論を総合化している。関連する諸外国の事例は、参照データとして示すにとどめた。

合意形成の可能性を規定する 2 つ目の要因として挙げた「付带的・補償的受益」については、委員のなかでも考え方の違いがあるかもしれない。報告案では、「付带的・補償的受益」による公平化という方法が、「合意形成」の促進に果たす役割とその限界についても慎重な検討が必要であるとして、次のように述べている。「これまでの高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設の立地選定手続きについては、候補地点になった時から、多額の経済的誘因を与えることが中心的な政策手法となってきた。しかし、この方法だけが主要な政策手段となることは、前期の学術会議の「回答」に示したように根本的な難点がある」。ここで、どのような「根本的な難点」があるのかについては、脚注を付けて再論してもよいであろう。続けて、このように記述した。「大局的な「負担の公平」を、施設の小単位への分割によって実現しているという枠組みがある場合でも、「立地点の特定化」の段階で、「負担を引き受ける地域」と「負担を免れる地域」という立場の分立が生じ、合意形成が容易ではないという問題が生じうる。その際、「付带的・補償的受益」の提供が、「公平の実現」に寄与し、合意形成を実現する上で、プラスに作用する可能性は存在する。なお、ここで検討

されるべき「付带的・補償的受益」とは、金銭の提供と等置されるべきではなく、様々な価値の次元を考えるべきである。前期学術会議の「回答」においては、「社会的に見て重要な施設で安定した地層を必要とするもの」という例が示されていた。

まとめとして、次のように述べている。「以上見てきたように、「地域間の負担の公平」という原則は、社会的合意形成にとっての必要条件と考えられるが、その具体化のためには、「負担の公平」の単位となる地域の範囲設定の仕方、「立場の一体性」、「経済性」、「管理の社会的安全性」、「付带的・補償的受益」という諸論点を総合的に考えなければならない」。各電力会社圏域内での負担の公平化は出発点として重要であるが、それを真剣に考える場合には、他の論点も考えなければならない。報告案では断定的にどうすべきだとまでは言い切らずに、少なくとも5つの観点から考える必要があるとして、論議の手掛かりを示す書き方にしている。

続いて11ページの4節「科学的知見の産出、政策案の形成、施設建設の担当の取り組み体制」も、新しく追加した部分である。広い意味での取り組み体制について、これまで断片的に議論してきたことを、全体として説得力が出るようまとめて、独立の節として書き下ろした。すなわち、科学的問題の調査研究、総合的政策案の立案、施設建設の推進、という異なる性質を有する課題を、それぞれ適切に担当する組織や議論の場が設定され、かつ、それらが適切に結合されなければならない。科学的問題の調査研究のためには「科学的問題を検討する専門調査委員会」を適切に形成し、社会的に信頼されるようなかたちでの科学的知見を作り出す必要がある。また、前期学術会議の「回答」が従来の政策枠組みを一旦白紙に戻す覚悟で考え直すべきとしたように、総合的政策の立案が改めて必要とされており、そのために「政策案を提案する機能を有する委員会」が必要である。施設建設の主体は現行では国になっているが、原子力発電の推進によって直接に事業利益を受けない政府行政組織は、必ずしも、施設建設のために必要な社会的合意形成を進めるためのインセンティブを十分に持たない。したがって、施設建設の主体は原則として、電力会社が負うべきである。ただし電力会社の暴走を防ぐため、中立公正の第三者機関が社会的合意形成過程を司会進行する必要がある。この機能と、政策案を提案する機能を合わせて担当するような、仮称「高レベル放射性廃棄物問題総合政策委員会」を設置すべきである。このような三種類の組織が適切に連携してこそ、この問題への対処が可能になるであろう。

5節で書き加えたのは、主に「科学的問題を検討する専門調査委員会」の公正中立性の確保についての記述である。6節では、高レベル放射性廃棄物の既存発生分と新規発生分の区別を求める表現をより明確化した。

5章では、2節「取り組み手順の問題」のうち、16ページの①「合意形成を目指した話し合いの場を設定するための準備段階の課題」が新しい部分である。過去の経緯から関係者間に根深い相互不信があり、話し合いの場を設定すること自体が困難であることから、本格的話し合いを可能にする準備段階で配慮すべきことを示している。次のような記述とした。「高レベル放射性廃棄物の解決を目指した真剣な国民的議論を起し政策案をめぐる議論を活性化していくためには、まず、そのような国民的討論の場をセットし、討論過程の司会・進行を担うとともに、政策案の洗練を担うような主体が必要である。そのような役割の担い手として、仮称「高レベル放射性廃棄物問題政策委員会」を設定する。これまで、高レベル放射性廃棄物問題をめぐっては、政府の政策とその担い手組織に対する不信感が根深いことから、その不信感を解消しながら、広範なステークホルダーが

参加する議論の場を設定する努力が必要である。そのためには、国民的討論の司会・進行役となる主体が、公正中立でなければならない」。

③第2段階の課題のなかで、17ページの真ん中に、事業実施主体として電力会社が重い責任を持つことの根拠付けとして、前回分科会で寺西委員から提示があった、社会的費用の負担に関する「ABC原理」を書き込んだ。また、規範的原則を共有すべき各地域の多層的な代表者の集まりとして地方六団体に言及することで、具体的イメージを得やすくした。

③第3段階の課題では、手続きに関する規範的原則の確認が具体的な地点選定に先立って必要であることを強調した。その7)には、立地点地域の地域振興を図るための政策的措置を、立地点地域の選択の主要な政策手段とすることの禁止を挙げた。ここで挙げたような規範的原則へのステークホルダー間の合意が欠如すれば、常に議論は振出しに戻りうる。

6章の「結び」は基本的に前回案を継承しているが、最後に新たな項目(9)として、次のような記述を書き加えた。「本報告は「暫定保管施設」の建設を主題にして、検討を加えてきたが、本報告において提示した規範的原則や検討すべき問題点や視点は、高レベル放射性廃棄物に対する最終的な対処の方法を考える際にも、政策案の深化に貢献するはずである。暫定保管施設の建設を前提にした「モラトリアム期間」においても、これらの論点が継承され、深められることが、必要かつ有益と考えられる」。このように加筆したのは、暫定保管の先の問題を本委員会がどう考えているのかという疑問に答えるためである。暫定保管の問題に対処することが、社会的合意形成に基づいた対処を行うための共通の考え方において、その先の最終処分の問題への対処にも繋がっていることを示している。

21ページの参考文献は不完全であるので、これから書誌情報を書き加える。参考資料1の審議経過は事務局の方で整理して頂いた。

本日の分科会では、全体としてこの方向で報告をまとめることについて委員の合意が得られればよいと考えている。そのことを展望しながら、具体的文言の修正・追加・削除について、ご意見を願います。資料3の金井委員からのコメントは、全体の骨格については賛同した上で、細かい文言の部分で修正の提案を頂いたものであるので、これについての意見も同時に扱いたい。

## (2) 討議

〇いくつか意見を申し上げたい。第一に、分科会報告というかたちで発表することは了承したが、2つの分科会の報告を踏まえたフォローアップ検討委員会としての提言を出す必要はないのか、お考えを再度伺いたい。

第二点目として、前回案と比べてかなり論理構成が改善されたものと思う。さらに明快にするためには、3章の各節の見出しを揃えた方がよい。2節も議論の前提となる枠組みの共有ということであるので、1節から4節までは「～の共有」として、違う論点が出されている5節だけ区別して書いて頂ければよいと思う。

第三に、暫定保管施設を九電力で全国に9つ作ることをどう位置付けるかについて、17ページでは「政策」としており具体的にこれを進めるかのように書かれているが、前回の議論では、これは「出発点」として打ち出す考え方であり、具体的に進める段階ではいくつかの電力会社が共同して行うこともありうるということであった。「原則」や「出発点」という表現で揃えた方がよい。

最後に、「モラトリアム」という表現が適切であるか、やや不安を感じる。この言葉は、通常はどちらかという消極的・否定的な意味で捉えられている。「準備期間」などの表現を用いることも検討してはどうか。

○第一点目については、親委員会の委員長である今田委員からお考えをお聞かせ願いたい。

○社会的分科会と技術的分科会、2つの報告をベースにして、技術的部分を制約条件にした上で合意形成をどう考えるかということ、親委員会で集中的に考えてみたい。私の印象では、社会分科会の報告案は全体として禁欲的に書かれている。技術分科会の議論と突き合わせたら、どういうことが言えるか。参考人のヒアリングの際に印象的だったのは、原発の反対派と推進派が同じテーブルについて議論し合う状況がないほど、信頼関係が欠けているということ。そこをどうするかが親委員会での議論のポイントであり、前期学術会議でも、テーブルについてもらうために総量管理・暫定保管という案を考えた。最終的には、そのための方策を具体的に絞り込むことになると思う。

双方の分科会ですり合わせないと、意見の違いを無視して、いいところだけつまんで出したということになりそうなので、どうするか。下手に中間報告のようなかたちで出して世の中に流布してしまうと、学術会議としての責任が問われる。

○2つの分科会の報告は、幹事会で承認されたら、その段階で発表するという理解でよいと思う。親委員会の方では、承認された最終版の報告をベースとして検討を始めるのか、幹事会での検討と並行して議論をスタートさせるのか。前者であれば、事実上、今期中に行うのは難しい。

○技術分科会の方でも、どういう案にまとまるかは不透明である。複数の選択肢を示して、この場合はこうすべき、と述べるかたちになる。社会分科会の方でもいくつかの選択肢を示しているの、技術的・社会的に複数出された選択肢を突き合わせて、どのようなマッピングがベストかを検討した方がいい。社会的関心が高いこともあり、慎重すぎるかもしれないが、分科会の報告は今期で出して、親委員会の検討は次期で行うのがよいのではないか。ただし、両分科会の報告案が固まって査読に回ったら、少なくとも1度、できれば2~3回は親委員会を開きたい。

○小野委員が出された他の論点のうち、二点目と三点目については、おっしゃるような表現に改めたい。「モラトリアム」の語感、人によって感じ方が違うのではないかと思う。

○報告案はだいぶ熟してきた。大きな問題としては、12ページから13ページの、既存発生分と新規発生分の区別についての記述がある。新規発生分の暫定保管施設を確保しないうちの原発再稼働は無責任であるとするのは個人的には賛成である。しかし、既存発生分と新規発生分を区別することの必要性について、事業者や資源エネルギー庁などの重要なステークホルダーの側から、反対があるかもしれない。分けて論じることの論拠の提示が必要なのではないか。従来から議論されてきた論点に加えて、既存発生分と新規発生分を分けて論じる必要があるとする理由として、福島第一原発事故の発生以外に論拠となる事実があるのかどうか。

細かな点として、8ページの「立場の一体性」や「単一主体性」という言葉は、「当事者性」と言い換えた方が、一般には伝わりやすいのではないか。

○前回申し上げたように、既存発生分と新規発生分とは、あまりきれいに分けられるわけではない。しかし、この論点は、現在のやり方を根本的に改めなければならないということと関連しており、きれいに切り分けられるかという問題ではないのではないか。NUMOは政府の認可法人であるが、電力会社の出資に基づいているので、現在でも、経済的な意味では発生者責任を果たしていること

にはなる。だが、今まではその責任が曖昧になっていた。これからはこうするべきだ、という考え方を示すことが重要なのではないか。

○13 ページの上に、新規発生分の暫定保管施設を特定して確保したことを原発操業の前提条件とするべきであり、それがなければ原発再稼働は世代間の公平性にかなうものにならないという表現がある。前期学術会議の「回答」を出した後、原子力委員会は、最終処分場を早く決めることが現世代の責任であるとして、暫定保管によって数百年も延ばすことはできないと言ってきた。そのことを踏まえると、ここで既存発生分と新規発生分の区別の問題と、原発再稼働の問題と、世代間の公平の問題とを連動させて論じることが、いいのかどうか。現在世代の責任の取り方としては、最終処分した方がいいということになりかねない。それぞれを絡めずに言うような表現はできないか。

○結びの提言の(6)に沿うと、暫定保管施設が確保されるまでは再稼働はできないことになる。その場合に時間をかけずに決められる可能性が唯一あるのは、既存の原発のなかに作ることであり、住民も暫定保管であれば認めやすい。すると、再稼働をするならば原発のなかに保管せよ、さもなければ脱原発だと主張しているように読めてしまう。したがって、再稼働を実施すべきでないとは書かずに、現在世代の責任および発生者の責任の観点からして、暫定保管施設を確保しないままの原発再稼働は「無責任を意味する」といった表現に留めた方がよいのではないか。再稼働するべきかどうかは電力不足や温暖化など他の問題との関係から総合的に判断される。再稼働の意味を明確にすること自体は重要であり、こういうかたちで発生者責任を明確にしているのは、これまでにない。

○柴田副委員長の意見に賛成である。13 ページの上にある「原発の操業の前提条件とするべきである」との表現はかなり強い。むしろ原発操業の「重要な論点」とした上で、世代間公平の原則から見た問題性を指摘した方がいい。また、使用済み核燃料は、現時点でも原発の敷地内で保管されている。われわれの言っている暫定保管施設は、より長期に保管できる施設ということだが、受け取り方によっては、すでに保管をしているので再稼働ができるとも思われかねない。現状の短期的な保管とは違うというメッセージを明確に出すべきではないか。

○個人的意見としては、報告案は既になんかなり革新的であり、十分に突っ込んだ内容が多いので、柴田副委員長のおっしゃるような抑えた表現にしてもよいと思う。

長谷川委員のおっしゃった点に関しては、今ほど放射性廃棄物処理の難しさが自覚され、将来世代への責任を果たすことの困難が自覚されたことはないと理解している。そこでの責任は、新規発生分をなるべく増やさないようにして、どうしても増やす場合には、出発点からきちんとした対処をしなければならないということであろう。

○そこで「今ほど」と言う根拠として、福島原発事故により、福島県内に除染廃棄物の中間貯蔵施設を作るという問題や、宮城県など5県で指定廃棄物の最終処分場を作るという問題が発生し、放射性廃棄物処理の緊急性・重大性が国民に認識されるようになったということ、(6)の冒頭に入れるべきではないか。それが既存発生分と新規発生分を今の時点で区別する論拠となる。

○別の側面としては、NUMOの前提となる法的枠組みが作られて10年が経ち、国民が厳しい目で見ているということ、政府も専門家も自覚するようになった。社会的合意が進まないことの背景として、危険性への認識や、それに対する国民からの評価への見通しが甘かったのではないか。そういうことも論拠となりうる。

○さらに言うと、六ヶ所村の使用済み核燃料貯蔵プールは95%が埋まっており、古い原発では、敷地内での保管が可能なのも残り2~3年である。これらの事実も論拠になりうる。

○今まで積み上げてしまった廃棄物は、原子力発電を推進してきた事業者や国などの発生者が引き受けなければならない。この問題を先送りしてきた結果として現状があり、原発事故以降にこの問題が厳しく認識されるようになって、これ以上先送りできないという切羽詰まった状況になっている。私が提示したABC原理は、本当であれば既存発生分にも適用されるべきであったが、それがなされてこなかった反省から、少なくとも今後の新規分については、この原理に基づいて責任を明確にしなければならないということが、報告案の基本的なスタンスになっている。

私が気になるのは、8ページの負担と受益の公平化という問題である。原発に反対をしてきた人は、電気が原子力由来であるのか風力由来であるのか知ることができず、消費者として選ぶことができなかった。だから、受益者とされて負担を求められるのは受け入れがたい、という論理はありうる。とはいえ、反対運動をしてきたけれども止められなかった、望んだわけではないが結果的・間接的に便益を受けてきた現世代の責任という意味で、ある程度の負担を引き受ける覚悟は持つ必要がある。そういった論拠で負担の公平化を求めるのであれば理解できる。論理をすっきりさせるために、ABC原理は17ページよりも、8ページの叙述のなかで示して頂いた方がよいのではないか。場合によっては脚注でもよいかもしれないので、追って具体的に提案したい。

○全体として異議はない。先ほど議論があった13ページの記述についても、私は賛成であり、このぐらい強い表現でもよいのではないかと考える。

細かい点として、18ページの脚注にあるロールズの「無知のヴェール」については、判断の不偏性を担保するための措置であるという説明を加えた方がいい。

また、9ページでは「付带的・補償的受益」の提供が、「合意形成を実現する上で、プラスに作用する可能性は存在する」という記述になっており、合意形成のプロセスのなかで一定の取引が行われるという印象を受ける。そうではなく具体的な立地点の特定がなされた後で、決定した立地点に対して「付带的・補償的受益」があるということであれば、不偏的な合意形成はできなくなる。○何をもちて公平と見なすかが判断しづらい問題である。現在の最終処分法を見ても、将来にわたって土地利用制限がかかってしまうので、他の地域に比べると明らかに不利益を被ることになる。それをどの程度金銭的に換算するべきか。負担は負担であるので、補償は行わなければいけない。○補償はあってしかるべきだが、立地点選定の合意形成を行うプロセスのなかに入ってくるのが問題である。

○一定の土地を占有する場合には補償は必要になる。付带的受益はそれとは次元が異なるものであり、家庭系廃棄物の清掃工場立地の場合には、焼却余熱を利用して温水プールや福祉施設を作るなど、かなり普遍化している。これは狭い意味の補償ではない。付带的受益については、あえて言及しないという選択もありうる。

○日本国憲法29条3項では、財産を制限する場合は正当な補償の下にこれを行うとしている。正当な補償とは何かについて、完全補償か相当補償かに解釈が分かれる。ダム建設の場合では、元の生活と同等の条件を確保するというので、完全補償の考え方を取る。ただし、戦後の農地改革では地主に対しては完全補償をしていない。

○前期学術会議では、立地点地域の受益として、地層の安定性を前提とするような重要施設の建設

を挙げた。それは信頼感の保険のような側面があった。

○新幹線公害の事例では、大宮以南が揉めていたときに受け入れの条件として決定的に機能したのは、埼京線の駅を作るということだった。通過線であり、京浜東北線の駅まで出るのに不便だった大宮以南の地域が、付随的受益を得た。これは補償とは異なる付随的受益が機能した事例と言える。しかし、原子力関連の施設の場合には、何が受益となりうるのか、何が実のある地域振興になりうるのか。「結局は金目」と受け取られかねない。しかるべき正当な補償と言った場合に、それは金銭的補償以外にないのであろうか。

○立ち退かせるのであれば代替地を用意することになる。必ずしも金銭的措置だけではない。法律的には、完全補償の原理に基づいて厳密に行わなければならない。これは正当な権利であるので、受益とは異なる。「補償的受益」は曖昧な表現であるので、補償と受益は区別した方がいい。

○正当な補償があるべき点には合意が可能であろう。問題は付随的受益であり、これは機能する場合もあるし、おかしなことにもなりうる。

○合意形成は容易でないが、前提的条件としては安定した地層のある適地に作ることにする。その立地点に対して、しかるべき正当な補償はする。そのことを明確に示したうえで、それ以外の政策的手段について言及する必要はないのではないか。

○私も付随的受益には触れない方がよいと考える。沖縄のように米軍基地を引き受けさせる代わりに公共事業を行うなどのやり方は、経済学的に言えば「賄賂の経済学」になる。賄賂を使って **Bads** を受け入れさせるとするのは、最悪の解決策である。

○あえて言及しないということで、だいたい合意できたのではないかと思う。

○形式的なところだが、11 ページで「三種類の組織」としている部分を、それぞれ何を指すのか明確な記述とした方がいい。

○括弧内に記述して明確化したい。

長谷川委員のコメントに、「立場の一体性」という表現が分かりにくいので「当事者性」に替えるということがあったが、それでも分かりにくいのではないか。空間的範囲の多層性において、議論が果てしなく小さな単位へ細分されていく。どこかで単一主体性が確保されたときに合意が成立するのではないかということを、どう明快に表現できるか。

○「当事者性」には、自分の問題として考えるという意味があるのではないか。

○多段階の意思決定の最初の段階で当事者性を持ってもらうことが必要だということであるが、当事者性を持つための条件として何が必要かという問題がある。

○ごみ問題の場合にはより可視的である。電気の使用に伴って放射性廃棄物がどこに行くのかは、われわれは知らずに済んでいるため、当事者性が薄い。ごみ問題よりむしろ、温室効果ガスの排出と似たところがある。排出を意識しやすい **Bads** と意識しにくい **Bads** がある。自分が関わっていることを構造的に意識しにくいということ、どこかで示した方がいいのではないか。

○自分が意識しないところで加担させられてしまっている、という巻き込み構造がある。事柄の微妙さを表現する言葉が必要になる。論議を前に進めるための問題提起として、何か言葉を使わなければならない。

○憲法に言う地方公共団体は何を指すかを解釈する文脈で使う言葉として、「地域的一体性」という言葉がある。

○ぜひ使わせて頂く。

○18 ページにあるロールズの「無知のヴェール」は難しい。なくても理解できるのではないか。

○日本の行政にはこういう考え方がないという問題提起であり、もう少し丁寧に書くことで対応したい。ある種の当事者性を喚起するための考え方でもある。

○壊れてしまっている信頼関係が回復されない限り、どのような方策を示しても、前に進まない。信頼関係を取り戻すために本委員会として提示できるものは何か。

○16 ページの①にある、話し合いの場を設定するための準備段階についての議論に厚みを持たせられればよい。

○国際政治学では、「信頼醸成措置」という言葉がある。相対立しているときに、相互連絡を密にしておくことで、無用な紛争を避けられるということ。ただ、「信頼感の形成」の方が分かりやすいであろう。

前回は申し上げた通り、4 ページや 16 ページ①の記述にある不信感の形成は、高レベル放射性廃棄物に関する諸施設だけではなく、原発立地に関しても起こっている。より一般的に書いた方がいい。

○参考資料 1 の審議経過のところでは、今年の 8 月 16 日に親委員会を開いたという経緯も記述した方がよい。

○かなり具体的な提案を頂いたので、本日の議論をもとに取りまとめる。

### 3 今後の進め方について

○今後の取りまとめ作業についてお話ししたい。大方の合意のある点を反映してバージョン 4 を作成する。個々の文章表現の明快性・説得性を増すようにしたい。作成した段階で改めてお送りして、ご了解を取る。手続きとしては、全員一致でなくとも多数の賛同が得られたら、査読に回すことになる。実際に修正に着手できるのが 7 月 6 日であると思われるので、5 日の 24 時までには修正の提案があれば、反映できる。細かい部分については、これまでの議論を踏まえて、ご一任頂ければと思う。査読、幹事会を経て、議論の必要が出てくれば再招集もありうる。概ね問題なければ、あえて委員会を開くことはない。諸般の手続きが順調に進めば、記者会見のようなかたちで社会に発信することになる。

○親委員会として取りまとめの文書を出すのではないにしても、2 つの分科会を設置して表出した意見をオーソライズするために、親委員会を 1 度は開催することが必要なのではないか。

○できればそうするのが望ましい。技術分科会の方も 7 月 10 日の審議でほぼ出来上がると思うので、査読中に開催するかたちでも、今期中に親委員会で議論を行いたい。その前提で日程調整を行う。

○そのように運ぶということで、本日は散会とする。

以上